

事件番号：令和 年（家）第 号
後見人候補者 様

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用についてのご照会

〒100-8956 東京都千代田区霞が関1丁目1番2号
東京家庭裁判所後見センター
電話番号 03-3502-5359 FAX番号 03-3591-3964

当裁判所では、本人に対する損害を防止する観点から、一定の財産がある場合には、一律に、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金（払戻しには裁判所が発行する指示書が必要となる信託・預貯金）の利用を検討するとともに、必要に応じて、専門職後見監督人を選任することにしておりますところ（事案によっては両者の併用も行います）、上記事件に関しては、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討することが相当と考えています。当裁判所は、現在、あなたを後見人として選任するかを審理中ですが、その一環として、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用に関するあなたのご意向をお伺いしたく、下記のとおり照会します。「後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用に関する概要説明」とパンフレットを参考の上、必要事項を記入して提出してください。よろしくお願いいたします。

記

- (1) 「後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用に関する概要説明」は読んでいただけましたか。
- 読んだ その他（ ）
- (2) 後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を希望しますか。
- 希望する
- 親族等と相談してから 月 日（1週間以内）までに回答する（電話可）
- 希望しない
- （理由： ）
- その他
- （ ）
- (3) 上記(2)で「 希望する」にチェックを入れた方におききます。後見制度支援信託と後見制度支援預貯金のいずれの利用を希望しますか。
- 後見制度支援信託
- 後見制度支援預貯金
- 決めていない

氏 名： ⑨

日中連絡可能な連絡先：.....(.....).....

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用に関する概要説明

東京家庭裁判所後見センター

1. 専門職後見人の選任について

初めて後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金（以下「信託等」といいます。）を利用する際には、主に信託手続ないし支援預貯金口座の開設手続等をするための後見人（信託等後見人）として専門職（弁護士、司法書士）を選任しています。第三者の目から本人財産の内容と収支状況を調査・確認し、信託等の利用の適否を検討していただいた上で、信託する（又は支援預貯金口座に預け入れる）金額、従前の預貯金口座に残す金額、どこの金融機関に預けるか等をあなたと相談しながら決めていただきます。

2. 信託する（又は支援預貯金口座に預け入れる）金額について

従前の預貯金口座に残す手元金の額は概ね100万円から500万円程度とし、それ以外の当面使用しないと思われる金額を信託して（又は支援預貯金口座に預け入れて）いただくようお願いしています。

3. 定期交付金（定期送金）の設定について

収支が赤字見込みであれば、信託財産又は支援預貯金口座から他の預貯金口座に定期的に送金する設定をすることが可能です。なお、金融機関によっては、定期送金の送金先として、支援預貯金口座を開設した店舗と同一店舗の普通預貯金口座に限定されることがあります。

4. 信託等後見人の報酬について

信託等後見人は、選任後、①本人財産の調査・確認、②裁判所への初回報告、③金融機関との信託契約（又は支援預貯金口座の開設手続等）、④裁判所への報告とあなたへの財産引継等の仕事を済ませた後、辞任することになっています。比較的短い期間ですが仕事をしていただくので、報酬という形で費用が発生します。報酬額は概ね20万円から25万円です。本人の財産を適切に保護するための必要経費として本人財産から支払っていただくこととなります。なお、上記業務に加えて、遺産分割や不動産売却など他の後見業務をしていただいた場合には25万円を超える報酬が発生することがあります。

5. 信託等を利用しない場合について

本人の流動資産額が概ね1000万円以上の事案については、原則として専門職後見監督人を選任する方針としています。したがって、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金のいずれも利用しない場合には後見監督人が選任される可能性があり、後見監督人が選任されている間は、毎年、後見監督人の報酬が発生することとなります。信託等後見人の報酬は一度支払えばその後発生しませんが、後見監督人の報酬は毎年発生することになるので、後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金を利用していた

だく方が費用を抑えることができます。

6. 信託等の利用を希望した場合の手続の流れについて

本人について後見を開始し、後見人としてあなたと専門職を選任する旨の審判がなされ、信託等後見人である専門職の氏名等が記載された審判書謄本があなたのお手元に届きます。その後、審判が確定すると（確定するまで最低2週間を要します。）、信託等後見人から連絡が来ますのでそれをお待ちください。上記1のとおり、信託等後見人と信託又は支援預貯金の利用について打ち合わせをしていただくこととなります。

以 上